

## 東近江市開発許可の基準等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

東近江市開発許可の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 28 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 東近江市開発許可の基準等に関する条例の一部を改正する条例

東近江市開発許可の基準等に関する条例（平成 18 年東近江市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表に次の 1 項を加える。

- 5 第 5 条及び第 7 条に規定する土地の区域及び第 4 項の区域において適法に建築された空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する空家等であって、市が空家等と判定したものをいう。以下同じ。）であって、既存の建物及び敷地と同一程度の規模の範囲で当該空家等を賃貸の用に供する住宅、施設、店舗等の用途に変更するもの。ただし、施設、店舗等については、法第 34 条第 1 号の範囲で用途を変更するものに限る。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。